# 猪名川町避難行動要支援者制度 (概要版)

# 避難行動要支援者とは・・・

要介護状態や障害等の理由により、避難の呼びかけに気づくことが出来ない、安全な場所へ自 力で避難することが難しい、身近に支援を頼める人がいないなど、第三者による支援が必要と なる方。

### 例

- ・車いすなどを使用していて、自力歩行や素早い避難行動が困難な方
- ・視覚や音声による異変、危険に気づくことが困難な方
- ・精神的な障がいなどにより、非常時に的確な判断が難しくなることが予想される方

# 避難行動要支援者名簿の提供範囲

町は上記の対象となる方の情報を集約した名簿を作成し、以下の支援者(避難支援等関係者)へ 名簿情報を提供します。※平時における提供は本人の承諾が必要

## ア 自治会、自主防災組織 (地域支援団体)

- イ 民生委員・児童委員、消防団
- ウ消防、社会福祉協議会、警察
- エ その他町長が認める者



# 支援者名簿の災害時活用方法

### 猪名川町

### ①避難情報の発令

町は人的被害が発生すおそれ がある場合、避難情報を発令 します。

「避難準備・高齢者等避難 開始Ⅰ

「避難勧告」

「避難指示(緊急)」

### ②避難情報の発信

町は、いなぼうネット、ホー ムページ等により、避難情報 を発信します。

#### 7関係機関との調整

連絡の取れなかった方に対し、 直近の状況が分かる医療機関、 福祉機関があれば、連絡をし ます。

### 地域支援団体

#### 4安否確認等

避難支援等関係者はあらかじめ作成した個別支援計画を活用し、要支援者 への安否確認、避難支援などを行います。

### ⑤情報共有: 地域支援団体

避難所で、避難していない要支援者がいないか確認し、必要に応じ、再度 安否確認や避難誘導を行います。

### 6確認報告

連絡が取れなかった方など支援活動の結果を役場へ連絡します。

# 避難行動要支援者

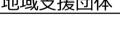
### ③避難準備

支援者からの連絡に応じすぐに避難できるよう、事前に常備薬など必 要なものを持ち出せる準備をします。

### ~災害に備えて~

必ずしも、地域支援団体が避難支援できるとは限りません。あらかじ め、家族などとどうやって避難するか、日頃から顔の見える関係を築 くなど、できることをしていきましょう。

また、避難所までの経路を確認するため、防災訓練などにも積極的に 参加しましょう。



# 避難行動要支援者への支援の流れ(猪名川町)

避難行動要支援者 該当者(約3千人)



同意者



①情報提供同意の意思確認 (通知)

②不同意・対象外の回答

平常時から支援者へ、名簿提供可 否の意思回答

②同意の回答

④同意者名簿の提供報告(通知)

猪名川町



- 1.避難行動要支援者対象者 の抽出
- 2.情報提供同意の意思確認
- 3.同意者の名簿を支援者へ 提供
- 4.未回答者への再度の通知
- 5.名簿の更新

自助•共助

日頃からの声掛け

⑤ 避難訓練 災害時の安否確認 避難行動要支援者 登録名簿



③同意者名簿の提供

# 地域支援団体



- 平常時
- ・要支援者の支援体制の整備
- ・名簿の適正管理
- ・地域での防災訓練の実施
- ・日頃からの見守り、声掛け
- ・ 個別支援計画の作成

自治会、自主防災組織等

個々に「個別支援計画」を作成します。

### 災害時

- ・地域住民への情報伝達
- ・要支援者の安否確認
- ・避難所への避難・誘導
- ・避難所での 安否確認
- ・避難所での



